

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和元年度第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <p>野田市証明書交付キオスク端末設置に伴う防犯カメラ等に関する事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（市民課）</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 学校給食費徴収管理事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（学校教育課）</p> <p>(2) 野田市生涯学習センターの設置に伴う野田公民館の利用に関する事務ほか2事務の変更について（生涯学習課）</p> <p>(3) 保育所等入所事務の変更について（保育課）</p> <p>(4) 保育所等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務の変更について（保育課）</p> <p>(5) 私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務の開始について（学校教育課）</p> <p>(6) 幼児教育・保育の無償化による事務名称の変更及び事務の開始に伴う個人市県民税賦課事務ほか5事務の変更について（課税課ほか）</p> <p>(7) 障害児通所給付費の支給決定等及び利用者負担額減額・免除等に関する事務の変更について（障がい者支援課）</p> <p>(8) 市長と話そう（手紙編）に関する事務の開始について（市政推進室）</p> <p>(9) 災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務の変更について（生活支援課）</p> <p>(10) 災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務の変更に伴う個人市県民税賦課事務の変更について（課税課）</p> <p>(11) 野田市環境基本計画策定に関する事務の委託に係る個人情報保護措置について（環境保全課）</p> <p>(12) 行政組織等の見直しに伴う家庭児童相談関係事務ほか13事務の変更について（行政管理課）</p>
日 時	令和元年9月27日（金）午後1時40分から午後3時45分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、大久保 貞則（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主査）、渡會 真奈美（市民課長補佐）、小澤 みどり（市民課受付係長）、中村 哲夫（市民課受付係主査）、宮崎 英雄（学校教

	<p>育課主幹)、内海 孝幸(学校教育課長補佐)、秋山 麻紀(学校教育課保健給食係主任主事)、峯崎 光春(生涯学習課長補佐)、武田 真弓(保育課長補佐)、吉田 陽子(保育課管理係長)、廣瀬 康之(保育課保育係長)、菊池 利典(学校教育課学務係主事)、小林 智彦(障がい者支援課長)、齋藤 剛(障がい者支援課相談支援係長)、山本 茂(市政推進室主幹)、蓮沼 憲治(市政推進室主任主査)、染谷 尚之(生活支援課長補佐)、工藤 隆利(生活支援課社会係長)、濱田 智法(環境保全課長補佐)、大久保 崇雄(行政管理課長補佐)事務局 佐賀 忠(総務部長)、大久保 貞則(総務課長)、寺門 洋行(総務課長補佐)、高谷 亮介(総務課庶務係主査)</p>
傍 聴 者	無し
議 事	
<p>令和元年度第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果(概要)は、次のとおりである。</p> <p>1 個人情報取扱事務について(公開)</p> <p>審議依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末に係る防犯カメラに関する事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について(市民課) <p>担当者から概要の説明を受けた。</p> <p>玉真委員 証明書交付キオスク端末に係る防犯カメラの画像について、刑事訴訟法等の法令に基づいて捜査機関等から照会があった場合、画像の提供を行うことがあるとされているが、刑事訴訟法等の法令というのは、具体的にはどのような場合を想定しているか。</p> <p>渡会課長補佐 こちらの想定としましては、刑事訴訟法第197条に基づく捜査関係事項照会によるものが比較的多いと考えています。</p> <p>玉真委員 令状がない場合でも画像の提供をすることがあるということか。</p> <p>渡会課長補佐 令状がない場合でも、提供することを考えております。</p> <p>玉真委員 意見する。それはやめた方がいいと思う。まず令状がないまま、カメラの画像を情報提供するというのは、捜査機関の判断のみによって情報提供することになる。裁判所の司法審査を経ていない中で情報提供を行うというのは、肖像権の侵害のほかに、今回のキオスクで、その日、その時刻に、この方が書類を取り寄せたということ自体も捜査機関が知ることになる。GPS捜査の違法判決が最高裁で出たが、令状もなく、本人同意なく、GPS捜査をしたことが違法だと判断されたのは、結局何が違法だと判断されたかということGPS端末を車に取り付けることによって、その方のプライバシーの全てが分かってしまう。何時にどこにいたとか、車がどこに止まっていたか、その人が何をしていたかというのは、プライバシーに関わる事実がGPS端末を取り付けることによって、全てが分かっ</p>	

まうから違法だと。今回の件に関しては、その日時に証明書を取り寄せたという事実しか分からないので、プライバシーを著しく侵害するかということそうではないかもしれない。しかし、最高裁の法定意見では特別な法律、法律による手続が整えられることが望ましいということであるので、そういったことを踏まえると、できれば令状を経た上で情報提供した方がいい、問合せが来たから情報提供するというのは差し控えた方がいいというのが私の意見である。

渡会課長補佐 情報提供する主なものとして捜査関係事項照会を受けたときと申し上げました。実は、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会制度についても、対応したいと考えておりますが、この点については御意見を頂きたいのですがいかがでしょうか。

玉真委員 捜査機関の場合は、捜査目的の範囲で情報収集するということが認められているわけだが、濫用の恐れがあるから令状審査を経た方がいいという意見であって、弁護士法に関しては、意見に困る。小林委員の御意見を伺いたい。

小林委員 弁護士会照会については、結構難しい話で、照会に応じて開示する義務があるのではないかという解釈もあるが、プライバシーということで拒否をしているケースも結構多い。対応する機関によってもまちまちであったりするので、絶対に開示しないとイケないということではなく、市の立場から安全に行くのであれば、目的とか、そういう必要性を見て、別に判断された方がいい。何でもかんでも弁護士会照会が来たから開示するという運用は止めた方がいい。

玉真委員 できれば必要性、相当性を踏まえた上で、個別の審査をした方がいいと思うが、警察の場合、濫用の恐れが高い。弁護士法の場合でも必要性、相当性をしっかり問合せをし、審査する。弁護士個人が仮に目的外利用すれば、これは弁護士個人の責任が問われることになると思うので、弁護士会を通じた照会をした場合でも、それ相応の責任を問われるわけであって、余り濫用の恐れはないというのが、一般的な態様であり、弁護士法に関していうと個別審査をしていただければ、と思う。

須賀会長 任意処分とすれば、いかがか。

玉真委員 任意処分だからそういう情報提供を認めてもいいのではないかとさえ、最高裁の判例を踏まえたらやめた方がいいのではないかと思う。

渡会課長補佐 そうしますと、こちらの基準第5条につきましては、捜査関係事項照会を受けたからといって直ちに提供するのではなく、搜索令状があった上で対応する。そして弁護士法の場合は、個別にちゃんと内容を審査した上で、提供するというまとめがよろしいのでしょうか。

玉真委員 弁護士法の場合は、必要性や相当性を弁護士会が審査した上で、ここから各部署や各団体に問合せがあって、そこでまた更に審査することになる。当然弁護士の中で必要性や相当性を判断した上で、照会をかけるわけです。私も過去に市役所に対する照会を弁護士会の中で却下されたケースもある。そういった点で担保はされているので、個別審査ということで回答してほしいと考えております。

須賀会長 ほかのお二人の委員はいかがか。審査会としては、今の見解を踏まえて少し修正になるが、よいか。

松本委員 多数決で決めたとしても、実施機関は飽くまで「審査会の意見」として取り扱うのか。

高谷主査 条例上、意見を伺うことしか規定がありませんが、これまでの例を見ますと、審査会の意見は率直に受け止めて尊重しています。

松本委員 令状を取るとなると、緊急性という点ではどうなのか。

玉真委員 具体的な緊急に必要な場合というのが想定できない。何か事件が起きた後で捜査をするわけなので。今回だと、画像の抹消の6か月に迫っているとかそういう話くらいしか考えられない。だとしたら令状を取ってからでも遅くないのではないかと、ということになる。

須賀会長 事務局はどうか。

高谷主査 確認したいのですが、これは防犯カメラだから、令状主義だということでしょうか。カメラ画像に限らず、市が保有している情報について捜査関係事項照会に対して必要性や相当性を見て回答するのは一定程度あるのですが、防犯カメラはその方の全てを撮影しているし、肖像権があるからということで、防犯カメラに限っては、令状を取るべきだというお考えなのでしょうか。

玉真委員 防犯カメラに限ったことかということ、それは個別の検討だと思うが、今回の審査会では防犯カメラのことなので、これは防犯カメラに関しては令状を取った方がいいと思うということ。

小林委員 収集目的外提供になるので、原則は本人同意が必要だと思う。では警察からの照会に対して回答していいのかということを見ると、やはり令状審査という制度と比較して、令状がない場合は慎重になる必要がある。もちろん提供していいよという同意があれば別だが。警察もやはり令状を取るべきという形が原則であるし、逆に警察の捜査関係事項照会を断ったところで警察も「そうですか」ということでよくある話。むしろ断って「ちゃんと適正な手続をとってください」というのが、まずは原則なのではないか。

高谷主査 個人情報保護条例第9条に提供の制限についての規定がありまして、法令等の定めがあるときは、提供禁止の原則の例外に当たります。

小林委員 消費者庁のパンフレットでは、飽くまで個人情報保護法のことなので、今回の件とは違うちょっと民間的な話ではあるが、本人の同意を得ない、法令に基づく提供の例の中に、警察や検察からの捜査関係事項照会があった場合、弁護士法に基づく弁護士会照会、あと児童虐待に関わる通告の場合、その場合には法令に基づく場合に当たる、というふうに消費者庁の方は書いている。ただし、絶対に提供しないといけないとか必ず提供していいという書き方ではないので、最終的には、事案ごとに判断されるのがいいのかなと思う。弁護士の観点からすると抑制的な意見になる。

今村副市長 この件は、慎重な御意見だということですが、市としては路上の防犯カメラについては、松戸で発生した女兒が殺害された事件等でも今までも協力しているところがあります。今回は、この部分を保留させていただいて、次回までに顧問弁護士や委託して行政に関して相談する弁護士もいますので、その弁護士の方と相談して、改めて市としての見解を、決めさせていただきたい。

須賀会長 今までの議論は、目的外提供に関する議論である。公益上特に必要ということで、本人同意なしに収集することになるということについては、よろしいか。

玉真委員 公益上の必要性があったら本人の同意がなくてもいいということか。

須賀会長 問題にしなくてもいいか。

高谷主査 まずは、目的外提供の部分で捜査関係機関等からの法令に基づく場合に限り提供すると事務の概要に記載していることについては登録簿から削らせたいと思います。その上で、その運用の方法、捜査関係事項照会によるのか、令状を要するのか、ということにつきましては、保留させていただきます。ただし、防犯カメラを設置するというについては機器の調達の都合もあり、防犯カメラと一緒に調達したいということです。個人情報の収集について、資料にあるとおり、「直接的ないたずら行為や施錠のこじ開けなどというような不正行為や不正に取得された証明書等を使用するというような犯罪行為の防止に資する」ためのカメラの設置についての公益上の必要性を認めていただけるのかを決定していただけないかと考えています。

須賀会長 審議依頼事項は、「本人以外からの収集について」ということであり、それは認めるか。証明書を交付する機械のところにカメラを設置して肖像を収集するということですね。これについてはいかがか。

特に発言がなければ、採決をしたいと思います。庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末を設置に伴う防犯カメラ等に関する事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(異議無し)

須賀会長 それでは御異議なしと認めまして、審議依頼書のとおり、決定する。

高谷主査 捜査機関への提供が令状をもらってのものになるのか、これまでどおり捜査関係事項照会でも応ずるのか、そのほかにもあるかもしれませんが、次回の審査会で報告をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

報告事項

- ・学校給食費徴収管理事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について(学校教育課)

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 法律事務所に提供する情報の債務者の基本情報に「滞納額等」とあるが、「等」の中身は何か。

内海課長補佐 「滞納額等」につきましては、滞納額のほかに「滞納期間」や「滞納の状況」があります。

高谷主査 今御指摘のあったところについては、「滞納額等」では分かりにくいので誤解のないように「滞納の状況」に修正させていただきます。

高橋委員 事務の概要のところに「保護者より給食申込書の提出を受け」とあるが、毎年の新生の保護者からだけか。

内海課長補佐 毎年全員から提出を受けています。

松本委員 給食費は、毎月請求するのか。また、滞納があると判断するのは、どのタイミングか。

秋山主任主事 給食費の徴収については、各学校で行っています。学校によって集金時期が異なりますが、大体その月の給食費をその月の当初に徴収します。翌月の中旬には教育委員会に対して滞納の状況を報告していただいています。

松本委員 滞納者に電話や文書で督促をした場合に、生活に困窮しているなど具体的な理由を聞くのか。個別でもやるのか。

秋山主任主事 学校を卒業しますと教育委員会事務局から督促をするような形になりまして、催告文書を2回発送します。反応がない場合には個別に徴収等を実施しますが、その際、滞納者からは、生活に困窮しているとか、もうちょっと待ってほしいというようなお話をいただくような形になります。

松本委員 卒業生の具体的な返済計画については、どのように決めていくのか。市税に関しては、収税課が結構厳しいというふうに聞いたことがあるが。

秋山主任主事 いつから幾らずつということを書いた誓約書を書いていただいております。

松本委員 それは守られているのか。

秋山主任主事 それがなかなか守っていただけないのが現状です。

今村副市長 まず収税課について申しますと、収税課が厳しいという声もあるのですが、収税課ではきちんと対応しております。また、言葉遣い等には十分気を付けるように指導しています。厳しくなったというよりは、以前は、財産の差押えなどにはなかなか踏み込んでいなかったところなのですけれども、きちんと納税していただいている方との公平性の観点から、当然お話をさせていただいて、きちんと差押予告もした上で、それでも納付していただけない方については、給与差押え、あるいは物件の差押えをしています。昔は不動産の差押えが中心でしたが、不動産は抵当権が付いていることが多く、時効の停止を意識した差押えくらいのもので、実際の納付につながらなかった部分があります。財産差押えをきちんとやっていく。こちらとしては、きちんと説明していますが、相手にとっては今までと比べると厳しくなったという苦情になります。しかしながら、適切にやっているということは御理解いただきたいと思います。

給食費については、通常は、学校で徴収をするわけですが、実際のところ先生の

方に余裕がなく、収税課のようにきちんとやっていくということは、事実上困難です。また、教育委員会にも徴収のための職員を配置しているわけではありません。今は口座振替をするところも学校によってはあり、そういったことで納付率が上がっているようなところもあります。ただし、それは学校の方の判断にお任せしていますので、そういったところでどうしてもなかなか手が回らないということもあって今回法律事務所に委託しようということになりました。この法律事務所では給食費の徴収の例がなかなかなく、教育委員会としても、慎重に行きたいということで、実際に今回対象と考えているものは、既に野田市に住んでいない方や事実上なかなか教育委員会として手立てがないものに限ってやることとなります。教育委員会から法律事務所に対しては、圧力と感じられるような取立てはしないで慎重にやってくれということを行っています。できるだけ手順を追って、まず教育委員会でやって、それでも納付がないようなら法律事務所の方に委託しますよという予告もした上でやっていくという形にしております。今回導入するのは、公平性、納付率の確保というのもあるのですけれども、先生方の負担が相当あるということも一つあるということですので、どうぞ御理解いただきたいと考えています。

高橋委員 生活保護世帯や準要保護世帯の給食費は、就学援助制度で賄えるので滞納はないと思う。そうすると滞納しているのは、所得状況が準要保護にならないくらいの境界線にある世帯なのか。

内海課長補佐 就学援助制度の準要保護世帯に該当する世帯は、しっかりその制度で見えていくのですが、今回滞納がある世帯の方の全ての経済状況などを調査してございませんけれども、いろいろ経済状況とか、そういったところもあるのかなと思っております。

須賀会長 そのために収集項目に資産とか全部にチェックが入っていると。個人情報の保存期間の「1年」というのは滞納のない方の個人情報ということでいいか。

内海課長補佐 そうです。滞納がある方については、督促の必要がなくなってから3年保存します。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ変更届及び報告書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・野田市生涯学習センターの設置に伴う野田公民館の利用に関する事務ほか2事務の変更について(生涯学習課)
担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・保育所等入所事務の変更について(保育課)

- ・保育所等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務の変更について（保育課）
- ・私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務の開始について（学校教育課）
- ・幼児教育・保育の無償化による事務名称の変更及び事務の開始に伴う個人市県民税賦課事務ほか5事務の変更について（課税課ほか）
- ・障害児通所給付費の支給決定等及び利用者負担額減額・免除等に関する事務の変更について（障がい者支援課）

担当者から一括して概要の説明を受けた。

松本委員 特定教育・保育以外の無認可の保育園に関する無償化の届出は出ているのか。

廣瀬係長 認可外保育施設に係る無償化に伴う事務は、施設等利用給付事務と申しまして、この事務につきましては7月の審査会で御審議いただきまして、事務を開始しています。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ変更届及び登録簿のとおり承認してよろしいか。

（異議無し）

- ・市長と話そう（手紙編）に関する事務の開始について（市政推進室）

担当者から概要の説明を受けた。

（質疑無し）

須賀会長 何か意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。

（異議無し）

- ・災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務の変更について（生活支援課）
- ・災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務の変更に伴う個人市県民税賦課事務の変更について（課税課）

担当者から一括して概要の説明を受けた。

玉真委員 災害援護資金について「保証人を立てる場合は」とあるが、保証人は野田市民に限るのか。

染谷課長補佐 野田市民に限られません。

玉真委員 保証人の審査はするのか。やるのであればその審査の方法を教えてください。

染谷課長補佐 特に明確な基準はございません。ただし、所得を証明するものや資産を証明するものを添付していただいて書類審査させていただくことになろうかと思えます。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・野田市環境基本計画策定に関する事務の委託に係る個人情報保護措置について(環境保全課)

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 無記名のアンケートということですが、参考の登録簿には氏名、住所、年齢と書いている。

高谷主査 個人情報の流れとしまして、アンケート調査を実施してアンケートの返信については住所や氏名は書いていただかないという話をしたのですけれども、こちらからアンケート用紙を送る際に氏名と住所と生年月日を住民基本台帳から収集して使っていますので、参考の登録簿に記載させていただきました。なお、参考の登録簿は、収集した個人情報を短期間しか保存しない事務については、登録簿の届出は不要なのですが、参考にあった方が事務の目的等が分かりやすいと思ひまして、参考に添付させていただいたものです。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ報告書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・行政組織等の見直しに伴う家庭児童相談関係事務ほか13事務の変更について(行政管理課)

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 配偶者暴力相談支援センター業務の収集先に裁判所からの情報があるが、裁判所からはDVに関する情報は出ないのではないか。

高谷主査 担当課に確認しましたら、裁判所に対して情報を求めることはなく、逆に裁判所から照会があることはあるということで、照会があったという情報も個人情報で裁判所から収集することになるかなということで入れたようで、実際には裁判所から情報を収集するようなことはないというでしたので、この変更届に収集先から「裁判所」を削る変更も加えさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議無し)

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ変更届を一部修正して承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上